

消費税・基本価格・調整項など の見直しについて

令和4年1月11日

総務省政策統括官付
統計審査官室（産業連関担当）

目 次

1. 2015年表における消費税関連部門等
 - (1) 消費税の扱い P 3
 - (2) 消費税関連部門の扱い P 4
 - (3) 基本価格の扱い P 6
2. 2020年表に向けた見直し・課題
 - (1) 消費税推計と基本価格推計時の整合性向上等 P 7
 - (2) 部門ごとの課税・非課税、軽減税率の扱い P13
 - (3) 調整項の見直しについて P15

1. 2015年表における消費税関連部門等

(1) 消費税の扱い

- 産業連関表は、すべてのセルは消費税込みで推計（いわゆる「グロス方式」）
- 各列部門における行部門「間接税」において、当該列部門の消費税納税額推計値を加えている（ただし、輸入品に関する消費税は除く）。

【消費税の表章方法のイメージ図】

<前提>

- ・ 消費税率10%、部門及び数字は仮想的に以下のとおりとする（生産者価格評価）
- ・ 簡略化のため、間接税は消費税のみ、輸入品はないものとする

	部門A		部門B		家計消費支出		国内生産額	
		消費税分		消費税分		消費税分		消費税分
部門A	22	2	33	3	55	5	110	10
部門B	55	5	22	2	33	3	110	10
粗付加価値(除間接税)	30	0	50	0				
間接税(消費税納税額)	3	3	5	5				
国内生産額	110	10	110	10				

(2) 消費税関連部門の扱い

● 輸入品 (財) については、税関で消費税が課税されているが、その分は、各財行部門において、列部門「輸入品商品税」に、消費税納税額推計値を加えている。

✓ 以下の式 (イメージ)

財行基本分類ごとに

$$\left(\text{輸入 (普通貿易)} + \text{関税} + \text{輸入品商品税 (除消費税)} \right) \times \text{税率}$$

【輸入品商品税の表章方法のイメージ図】

<前提>

- ・部門及び数字は仮想的に以下のとおりとする (生産者価格評価)
- ・消費税率10% 便宜的に関税率：1%、輸入品商品税率(除消費税)：4%とする
- ・以下では、簡略化のため輸入にフォーカス

	部門A	部門B	家計消費支出	(控除)輸入計					国内生産額
				(控除)輸入	(控除)関税	(控除)輸入品商品税			
							消費税分		
部門A	22	33	55	-23.1	-20	-0.2	-2.9	-2.1	86.9
部門B	55	22	33	-46.2	-40	-0.4	-5.8	-4.2	63.8
粗付加価値	9.9	8.8							
国内生産額	86.9	63.8							

<輸入品に係る消費税>

- ・粗付加価値部門ではなく、最終需要部門の控除項目の輸入品商品税に含まれる

(2) 消費税関連部門の扱い

- 輸出品 (財) については非課税であるが、商社経由の輸出（間接輸出）の場合、工場出荷から商社に卸す際は課税され、その分商社に還付されることになる。このため各財の国内生産額にその分が含まれ、その額を「調整項」として推計。
- 2015年表では、基本分類に部門をたてず列部門「輸出（普通貿易）」に含め、商社はその分還付を受けているため、同セルの卸売マージンから控除。

※ 2011年表までは列基本分類に調整項部門を設けており、統合分類は2011年表は国内需要に含め2005年表までは輸出に含めていた。

✓ 以下の式（イメージ）

財行基本分類ごとに、

$$\text{輸出（普通貿易）} \times \text{間接輸出比率} \times \text{税率}$$

※ 間接輸出は、経済センサス活動調査（製造業）等により推計

【調整項の表章方法のイメージ図】

- ・ 部門Cを部門Aが購入、部門Aを部門Bが購入又は輸出、部門Bを家計が購入
- ・ 卸売マージンは部門Aの輸出のみとし、部門Aは直接輸出も一部あり
- ・ 消費税率10%、投資控除はなく、数字は仮想的に以下のとおりとする（生産者価格評価）

	部門A		卸売		部門B		部門C		家計消費支出		輸出（普通貿易）					国内生産額
		消費税分		消費税分		消費税分		消費税分		消費税分	直接輸出	間接輸出 + 調整項	間接輸出	調整項		
部門A	0	0	0	0	220	20	0	0	0	0	430	100	330	300	30	650
卸売	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	320	0	320	350	-30	320
部門B	0	0	0	0	0	0	0	0	440	40	0	0	0	0	0	440
部門C	330	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	330
付加価値（除消費税）	300	0	350	0	200	0	300	0								
消費税納税額	20	20	-30	-30	20	20	30	30								
国内生産額	650	50	320	-30	440	40	330	30								

<2015年表の対応>

- ・ 調整項相当額は輸出（普通貿易）に計上
- ・ 卸売マージンで差額を調整

(3) 基本価格の扱い

- 基本価格（2015年参考表）については、各セル（生産者価格表示）から（間接税・経常補助金のうち生産等に比例的な）生産・輸入品に課される税を引き、経常補助金を加えたものになる。その推計の際に消費税分も推計し控除。

【基本価格表示（消費税関係のみ）のイメージ図】

<前提>

- ・部門及び数字は仮想的に以下のとおりとする（生産者価格評価、基本価格評価）
- ・消費税率10% 間接税は消費税のみ、経常補助金及び輸入は無いものとする

■生産者価格評価表

	部門A		部門B		家計消費支出		国内生産額	
		消費税分		消費税分		消費税分		消費税分
部門A	22	2	33	3	55	5	110	10
部門B	55	5	22	2	33	3	110	10
粗付加価値(除間接税)	30	0	50	0				
間接税(消費税納税額)	3	3	5	5				
国内生産額	110	10	110	10				

<基本価格評価表>

- ・全項目が消費税抜きの表示となる
- ・行部門の消費税は無くなる

■基本価格評価表

	部門A		部門B		家計消費支出		国内生産額	
		消費税分		消費税分		消費税分		消費税分
部門A	20	0	30	0	50	0	100	0
部門B	50	0	20	0	30	0	100	0
粗付加価値	30	0	50	0				
国内生産額	100	0	100	0				

2. 2020年表に向けた見直し・課題

(1) 消費税推計と基本価格推計時の整合性向上等

- そもそも消費税については、産業連関表と固定資本マトリックスから、各列部門の消費税納税額を推計できる。（以下「試算納税額」という。）
 - ✓ 以下の式（イメージ）
$$\begin{aligned} \text{課税対象額} &= \text{国内生産額} - \text{輸出（行部門から）} \\ \text{仕入控除税額} &= \text{中間投入額} \times \text{税率（列部門から）} \\ &\quad + \text{当該財部門の生産のための投資額} \times \text{税率} \\ &\quad \quad \quad \text{（固定資本マトリックスから）} \\ \text{試算納税額} &= \text{課税対象額} \times \text{税率} - \text{仕入控除税額} \end{aligned}$$
- このような試算納税額ロジックを用いて基本価格推計を行った。

【試算納税額のロジックのイメージ図】

<前提>

- ・ 部門は仮想的に以下のとおりとする
- ・ 消費税率10%

■産業連関表(生産者価格評価表)※

	基本分類(列) a	基本分類(列) b	中間需要計	最終需要		国内生産額
				国内総固定資本形成	輸出	
基本分類(行) a						
基本分類(行) b						
中間投入計						
粗付加価値						
国内生産額						

(行部門の)課税対象額
= 国内生産額 - 輸出

行部門を列部門にコンバート

	基本分類(列) a	基本分類(列) b
課税対象額		

	課税対象額
基本分類(行) a	
基本分類(行) b	

(列部門の)仕入控除対象額 = 中間投入計

	基本分類(列) a	基本分類(列) b
仕入控除対象額		

■固定資本マトリックス※

	資本形成部門 a	資本形成部門 b
資本財部門 a		
資本財部門 b		
合計		

(列部門の)投資の仕入控除対象額 = 投資額

	基本分類(列) a	基本分類(列) b
投資の仕入控除対象額		

資本形成部門へ組替

	国内総固定資本形成	
	資本形成部門 a	資本形成部門 b
投資額		

資本減耗引当の割合で
列部門にコンバート

↓

	基本分類(列) a	基本分類(列) b
(消費税)試算納税額		

↓ 統合中分類にコンバート

	国内総固定資本形成	
	統合中分類 1	統合中分類 2
投資額		

$$(消費税)試算納税額 = (課税対象額 - 仕入控除対象額 - 投資の仕入控除対象額) \times (10/110)$$

(注)上記計算式は消費税の標準税率を前提とする。実際には基本分類ごとに消費税率(軽減税率or標準税率)が決まる

※推計時点の直近の表である。例えば、2015年表の消費税推計時は2011年表から推計した参考試算表と2011年固定資本マトリックスを利用し、2015年基本価格評価表の推計時は、2015年表と2015年固定資本マトリックスを利用

(1) 消費税推計と基本価格推計時の整合性向上等 (つづき)

- 一方、間接税部門の消費税推計時は、
 - ✓ 国税庁提供の企業産業別の消費税納税額等を用いて、列部門（統合大分類）別の消費税納税額に組替し推計
 - ※ V表と上記の試算納税額ロジック中の課税対象額データにより推計する、企業産業別列部門別課税対象額表（いわば「企業V表」）を利用。
 - ✓ 列部門（統合大分類）別の消費税納税額を、上記の試算納税額により、列部門（基本分類別）の消費税納税額を按分推計している

【国税庁提供データから消費税納税額推計のロジック図】

<前提>

- ・部門は仮想的に以下のとおりとする
- ・消費税率10%

■業種別納税額年度データ(国税庁提供、10大分類程度の業種)

	(暦年変換後)	
	納税申告額	還付申告額
業種A		
業種B		
...		
合計		

↓ 納税額① = 納税申告額 - 還付申告額

	納税額①
業種A	
業種B	
...	
合計	

↓ 納税額②の基本分類(列)の構成比で納税額①を分割
基本分類(列) → 統合大分類にコンバート

	統合大分類 1	統合大分類 2	計
業種A	納税額①			
業種B				
...				
合計				

↓ 統合大分類 → 基本分類(列)に再展開
(試算納税額の基本分類(列)の構成比で分割)

	基本分類(列) a	基本分類(列) b	計
消費税納税額				

■経済センサス-活動調査組替集計(企業V表)

	業種A'	業種B'	計
基本分類(行) a		売上高		
基本分類(行) b				
...				
合計				

↓ 前頁(P8)の推計値を利用(仕入控除対象額など)

	業種A'	業種B'	計
基本分類(行) a	納税額② = 売上高 × (1 - 仕入控除対象額 / 国内生産額) × 10/110			
基本分類(行) b				
...				
合計				

↓ 基本分類(行) → 基本分類(列)にコンバート
(注)上式では、簡略化のため軽減税率を考慮せず

	基本分類(列) a	基本分類(列) b	計
業種A'	納税額②			
業種B'				
...				
合計				

■試算納税額(P8の推計値を利用)

	基本分類(列) a	基本分類(列) b	計
試算納税額				

(1) 消費税推計と基本価格推計時の整合性向上等（つづき）

- 従来、試算納税額については、間接税中の消費税納税額と比べ、過大となり、精度に問題があるとされていた。
- しかし、精査したところ、むしろ従来から試算納税額は過小であり、課税取引などをより精緻に推計すると、間接税中の消費税納税額とかなり近い値になるとの有識者からの指摘があった。
- また、「企業V表」の精度や付加価値額×税率を上回るなど現状の間接税中の消費税推計には課題があり、公表までに初期推計値を調整している実情。

納税額推計値の時系列比較表

	消費税推計額（※1）	試算納税額の概算（※2）	参考 輸入品商品税中の消費税
2000年	10.5兆円	8.8兆円	3.0兆円
2005年	9.4兆円	7.4兆円	3.9兆円
2011年	9.1兆円	7.4兆円	5.2兆円
2015年	15.5兆円	11.6兆円	6.3兆円

※1 計数調整前の推計値であり公表までに調整されている

※2 それぞれの部門の雇用者所得、減耗、営業余剰に以下の調整率を乗じ加算したものから、公的以外の資本形成（除研究開発）の消費税除外分と輸出合計（除調整項）を控除して税率を機械的にかけたもの

0：★、★★（研究機関を除く）、住宅賃貸料、自家発電、自家輸送、企業内研究開発、保健衛生、社会福祉、保育所

0.5：金融 0.4：研究機関（★、★★） 0.1：保険、医療 1：これら以外

※3 従来は、輸入品商品税と試算納税額の合計を、消費税推計額と比較しており、結果的に試算納税額を過大としていた。

(1) 消費税推計と基本価格推計時の整合性向上等（つづき）

- そこで、間接税中の消費税納税額の推計を見直し、試算納税額をベースに推計し、最後に、国税庁提供データと調整を行うこととする。
また、同時に基本価格推計に利用する各セルの消費税分も推計できるように見直すこととしたい。
- しかし、以下の課題がある（従来からも課題であるが）
 - ✓ 間接税中の消費税納税額の推計における「産業連関表」や「固定資本マトリックス」は、その時点で利用できる前回表からの推計値にならざるを得ない。このため、2020年表ではその補正を検討する。

(2) 部門ごとの課税・非課税、軽減税率の扱い

- 有識者の指摘によれば、部門ごとの課税・非課税の扱いを精緻化することで試算納税額の推計精度が向上する。
- 2019年10月より軽減税率が導入
- このような背景から部門ごとの税率の扱いを整理する必要

上記を踏まえて、以下の対応とした。

【具体的な対応】

- ① 軽減税率導入後の部門別消費税率表を作成・・・詳細は「別添1」ご参照
⇒ 軽減税率適用対象となる飲食料品、新聞について対応
(「飲食料品」は行部門(7桁コード)で軽減税率対象を特定、一方「新聞」は購読料のみが軽減税率対象のため行部門では特定できず、細品目ベースの加重平均税率を算定した)
- ② 非課税等の例外部門設定の見直し・・・詳細は「別添2」ご参照
⇒ 非課税取引対象部門を従来比で若干拡大
(「水運施設管理(国公営)★★」及び「水運施設管理」のうち「外航船分」を非課税対象に追加など)

→ 2015年表の部門ごとの課税・非課税、軽減税率の扱いは、別添のとおりとしたい

【消費税軽減税率の仕組み】

■消費税率及び地方消費税率 (単位:%)

	標準税率	軽減税率
消費税率(国税)	7.8	6.24
地方消費税率	2.2	1.76
合計	10.0	8.00

■適用開始日

令和元年10月1日

■適用範囲

適用開始日以後に行われる**資産の譲渡等**、**課税仕入れ**及び**保税地域から引き取られる課税貨物**

■軽減税率の対象となる品目

軽減税率は、次の対象品目の譲渡を対象としています

(1) 飲食料品

飲食料品とは**食品表示法に規定する食品(酒類を除く。)**をいい、一定の要件を満たす**一体資産(注1)**を含みます。なお、**外食やケータリング(注2)**等は対象品目には含まれません。

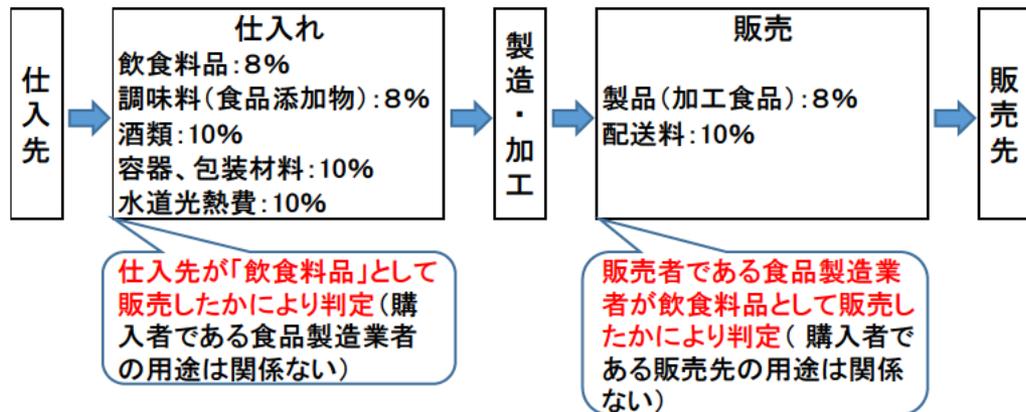
(2) 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する**一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの(定期購読契約に基づくもの)**をいいます。

(出所)国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」令和2年8月版

■適用税率の判定時期 (食品製造業の事例)

軽減税率が適用されるか否かは、**事業者が課税資産の譲渡等を行ったときに判定**



(出所)農林水産省「消費税軽減税率制度 Q&A付き早わかりガイド」

(注1) 一体資産とは、例えば、おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、その全体が軽減税率の対象となります(それ以外は全体が標準税率の対象となります)。

(注2) 外食とは、飲食店業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供をいいます。ケータリング等とは、相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供をいいます。

(3) 調整項の見直しについて

- 調整項については、2015年表の検討においても、産業連関技術会議の有識者から、（国際比較上望ましくないため）その部門の削除と、各財の国内生産額からのその相当額の控除を指摘
- 2015年表においては、調整項部門を削除したものの、後者は、国内生産額の推計への影響を勘案して見送り

- 2020年表においては、引き続き部門を削除するとともに、国内生産額からも調整項相当額を控除することとし、以下の対応をとることとしたい。
- ✓ 調整項推計を国内生産額推計時に前倒し
 - ✓ いわゆる10桁部門においては、行基本分類ごとに、上記の調整項相当額を対象とする部門を1つ設ける。

10桁部門のイメージ

10桁コード	品目名	該当基本分類
0111011001	玄米（種子を含む食用）	0111011 米
0111011002	玄米（種子を除く非食用）	0111011 米
0111011003	くず米	0111011 米
0111011999	米（調整項相当額）	0111011 米
0111012001	稲わら	0111012 稲わら
0111012999	稲わら（調整項相当額）	0111012 稲わら

国内生産額調整のために基本分類ごとに10桁部門を新設

(3) 調整項の見直しについて (つづき)

2015年表のイメージ (再掲)

	部門A		卸売		部門B		部門C		家計消費支出		輸出 (普通貿易)					国内生産額
	消費税分		消費税分		消費税分		消費税分		消費税分		直接輸出	間接輸出				
												+ 調整項	間接輸出	調整項		
部門A	0	0	0	0	220	20	0	0	0	0	430	100	330	300	30	650
卸売	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	320	0	320	350	-30	320
部門B	0	0	0	0	0	0	0	0	440	40	0	0	0	0	440	
部門C	330	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	330	
付加価値 (除消費税)	300	0	350	0	200	0	300	0								
消費税納税額	20	20	-30	-30	20	20	30	30								
国内生産額	650	50	320	-30	440	40	330	30								

2020年表のイメージ

	部門A		卸売		部門B		部門C		家計消費支出		輸出 (普通貿易)					国内生産額
	消費税分		消費税分		消費税分		消費税分		消費税分		直接輸出	間接輸出				
												+ 調整項	間接輸出	調整項		
部門A	0	0	0	0	220	20	0	0	0	0	400	100	300	300	0	620
卸売	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	350	0	350	350	0	350
部門B	0	0	0	0	0	0	0	0	440	40	0	0	0	0	440	
部門C	330	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	330	
付加価値 (除消費税)	300	0	350	0	200	0	300	0								
消費税納税額	-10	-10	0	0	20	20	30	30								
国内生産額	620	20	350	0	440	40	330	30								

調整項相当額について、国内生産額や消費税納税額を調整

(3) 調整項の見直しについて (つづき)

→ しかし、以下の課題がある

✓ 調整項推計の基礎資料の不足、推計時点の問題

調整項は、貿易統計からの財別の輸出額に加え、これは購入者価格であることから生産者価格に変更するための「卸売・運賃マージン額」が必要。また「間接輸出割合」の資料が必要。

「卸売・運賃マージン額」については、その推計時点では、前回表ベースのものしかない。

※ 投入推計は通常購入者価格評価であるため、それを生産者価格にするための処理として多くの部門で行っている処理である（いわゆる「マージン皮ハギ」）。しかし、多くの部門では、それで国内生産額に影響を与えるわけではないため、計数調整の際に、前回表ベースのマージン額を補正する処理を行っている。

しかし、今回の案では、調整項は財の国内生産額に影響を与えるため、計数調整の際には国内生産額は固定していることから、その補正処理が行いづらい事情がある。

「間接輸出割合」については、製造業の財は、経済センサス活動調査から得られるものの、農林水産業などの他の財は、基礎資料が乏しい。

このため、初期の計数調整の際に、マージン額等の変更に伴う一定の補正を行うこととしたい。

基本分類別の消費税率

※下記 部分は消費税推計方法等を今回見直した箇所

 部分は消費税の軽減税率対象部門
 部分は消費税の標準税率対象部門

(注) 1 基本分類の部門名欄の★印は、次の区分により、生産活動主体分類を示す。
 ★★・・・非市場生産者（一般政府）
 ★・・・非市場生産者（対家計民間非営利団体）
 2 Pは仮設部門を示す。

◎仕入税額控除は全ての列部門について、行部門を基準として適用税率を決定

基本分類 (行509部門×列391部門)		軽減税率	標準税率	加重平均税率	特殊処理	コメント
分類コード	部門名					
列部門	行部門					
0111-01	米	—	—	—		(行部門で標準税率と軽減税率の区別が可能のため、列部門での税率混在は問題ないと判断)
	0111-011 米	8%				軽減税率対象外の「玄米(種子を除く非食用)」を含むが、行部門の生産額の0.4%に過ぎず税率8%とした
	0111-012 稲わら	—	10%			
0111-02	麦類	8%				
	0111-021 小麦	8%				
	0111-022 大麦	8%				
0112-01	いも類	8%				
	0112-011 かんしょ	8%				
	0112-012 ぼろいしよ	8%				
0112-02	豆類	8%				
	0112-021 大豆	8%				
	0112-029 その他の豆類	8%				
	0113-001 野菜	8%				
0113-01	野菜(露地)	8%				
0113-02	野菜(施設)	8%				
0114-01	0114-011 果実	8%				
0115-01	0115-011 砂糖原料作物	8%				
0115-02	飲料用作物	8%				
	0115-021 コーヒー豆・カカオ豆(輸入)	8%				
	0115-029 その他の飲料用作物	8%				
0115-09	その他の食用耕種作物	8%				
	0115-091 雑穀	8%				
	0115-099 他に分類されない食用耕種作物	8%				
0116-01	0116-011 飼料作物		10%			
0116-02	0116-021 種苗		10%			
0116-03	0116-031 花き・花木類		10%			
0116-09	その他の非食用耕種作物		10%			
	0116-091 葉たばこ		10%			
	0116-092 生ゴム(輸入)		10%			
	0116-093 棉花(輸入)		10%			
	0116-099 他に分類されない非食用耕種作物		10%			
0121-01	酪農	—	—	—		(行部門で標準税率と軽減税率の区別が可能のため、列部門での税率混在は問題ないと判断)
	0121-011 生乳	8%				
	0121-019 その他の酪農生産物		10%			乳牛など全て軽減税率対象外 (【参考】生きた畜産物の販売は軽減税率対象外(国税庁Q&A 問2))
0121-02	0121-021 肉用牛		10%			
0121-03	0121-031 豚		10%			
0121-04	0121-041 鶏卵	8%				軽減税率対象外の「鶏ふん」含むが、行部門の生産額の1%に過ぎず税率8%とした
0121-05	0121-051 肉鶏		10%			
0121-09	0121-099 その他の畜産		10%			「はちみつ、うずらの卵」など軽減税率対象を一部含むが、行部門の生産額の14%に過ぎず税率10%とした
0131-01	0131-011 獣医薬		10%			
0131-02	0131-021 農業サービス(獣医薬を除く。)		10%			
0151-01	0151-011 育林		10%		一部対象外	消費税推計例外処理ご参照 (左記のうち「育林の成長増加」を消費税の課税対象外とした)
0152-01	0152-011 素材		10%			
0153-01	0153-011 特用林産物(狩猟業を含む。)	8%				大部分が「食用きのこ類等」で、軽減税率対象外の非食用は行部門の生産額の4%に過ぎず税率8%とした
0171-01	0171-011 海面漁業	8%				
0171-02	0171-021 海面養殖業	8%				軽減税率対象外の非食用の「真珠・真珠母貝」を含むが、行部門の生産額の3%に過ぎず税率8%とした
	0172-001 内水面漁業・養殖業	8%				
0172-01	内水面漁業	8%				
0172-02	内水面養殖業	8%				軽減税率対象外の非食用の「淡水真珠・觀賞用魚」を含むが、行部門の生産額の6%に過ぎず税率8%とした
0611-01	石炭・原油・天然ガス		10%			
	0611-011 石炭		10%			
	0611-012 原油		10%			
	0611-013 天然ガス		10%			
0621-01	0621-011 砂利・採石		10%			
0621-02	0621-021 碎石		10%			
0629-09	その他の鉱物		10%			
	0629-091 鉄鉱石		10%			
	0629-092 非鉄金属鉱物		10%			
	0629-093 石灰石		10%			
	0629-094 窯業原料鉱物(石灰石を除く。)		10%			
	0629-099 他に分類されない鉱物		10%			
1111-01	食肉	8%				
	1111-011 牛肉	8%				
	1111-012 豚肉	8%				
	1111-013 鶏肉	8%				
	1111-014 その他の食肉	8%				
	1111-015 と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)	8%				軽減税率対象外の非食用の「原皮」含むが、行部門の生産額の9%に過ぎず税率8%とした
1111-02	酪農品	8%				
	1111-021 飲用牛乳	8%				
	1111-022 乳製品	8%				

基本分類 (行509部門×列391部門)		部門名	軽減税率	標準税率	加重平均税率	特殊処理	コメント
分類コード	行部門						
列部門	行部門	部門名	軽減税率	標準税率	加重平均税率	特殊処理	コメント
1111-09	1111-099	その他の畜産食料品	8%				
1112-01	1112-011	冷凍魚介類	8%				
1112-02	1112-021	塩・干・くん製品	8%				
1112-03	1112-031	水産びん・かん詰	8%				
1112-04	1112-041	ねり製品	8%				
1112-09	1112-099	その他の水産食料品	8%				
1113-01		精穀	8%				
	1113-011	精米	8%				
	1113-019	その他の精穀	8%				
1113-02		製粉	8%				
	1113-021	小麦粉	8%				
	1113-029	その他の製粉	8%				
1114-01	1114-011	めん類	8%				
1114-02	1114-021	パン類	8%				
1114-03	1114-031	菓子類	8%				
1115-01	1115-011	農産保存食料品	8%				
1116-01		砂糖	8%				
	1116-011	精製糖	8%				
	1116-019	その他の砂糖・副産物	8%				
1116-02	1116-021	でん粉	8%				
1116-03	1116-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖	8%				
1116-04		動植物油脂	8%				
	1116-041	植物油脂	8%				
	1116-042	動物油脂	8%				
	1116-043	加工油脂	8%				
	1116-044	植物原油かす	8%				
1116-05	1116-051	調味料	8%				
1119-01	1119-011	冷凍調理食品	8%				
1119-02	1119-021	レトルト食品	8%				
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当	8%				
1119-09	1119-099	その他の食料品	8%				
1121-01	1121-011	清酒		10%			
1121-02	1121-021	ビール類		10%			
1121-03	1121-031	ウイスキー類		10%			
1121-09	1121-099	その他の酒類		10%			
1129-01	1129-011	茶・コーヒー	8%				
1129-02	1129-021	清涼飲料	8%				
1129-03	1129-031	製水	8%				
1131-01	1131-011	飼料		10%			
1131-02	1131-021	有機質肥料(別掲を除く。)		10%			
1141-01	1141-011	たばこ		10%			
1511-01	1511-011	紡績糸		10%			
1512-01	1512-011	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)		10%			
1512-02	1512-021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)		10%			
1512-09	1512-099	その他の織物		10%			
1513-01	1513-011	ニット生地		10%			
1514-01	1514-011	染色整理		10%			
1519-09		その他の繊維工業製品		10%			
	1519-091	網・網		10%			
	1519-099	他に分類されない繊維工業製品		10%			
1521-01	1521-011	織物製衣服		10%			
1521-02	1521-021	ニット製衣服		10%			
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品		10%			
1529-01	1529-011	寝具		10%			
1529-02	1529-021	じゅうたん・床敷物		10%			
1529-09		その他の繊維既製品		10%			
	1529-091	繊維製衛生材料		10%			
	1529-099	他に分類されない繊維既製品		10%			
1611-01	1611-011	製材		10%			
1611-02	1611-021	合板・集成材		10%			
1611-03	1611-031	木材チップ		10%			
1619-09		その他の木製品		10%			
	1619-091	建設用木製品		10%			
	1619-099	他に分類されない木製品		10%			
1621-01	1621-011	木製家具		10%			
1621-02	1621-021	金属製家具		10%			
1621-03	1621-031	木製建具		10%			
1621-09	1621-099	その他の家具・装備品		10%			
1631-01	1631-011	バルブ		10%			
	1631-021P	古紙	-	-	-		仮設部門
1632-01	1632-011	洋紙・和紙		10%			
1632-02	1632-021	板紙		10%			
1633-01	1633-011	段ボール		10%			
1633-02	1633-021	塗工紙・建設用加工紙		10%			
1641-01	1641-011	段ボール箱		10%			
1641-09	1641-099	その他の紙製容器		10%			
1649-01	1649-011	紙製衛生材料・用品		10%			
1649-09	1649-099	その他のバルブ・紙・紙加工品		10%			
1911-01	1911-011	印刷・製版・製本		10%			
2011-01	2011-011	化学肥料		10%			

基本分類		(行509部門×列391部門)		軽減税率	標準税率	加重平均税率	特殊処理	コメント
分類コード	部門名	列部門	行部門					
2021-01	ソーダ工業製品				10%			
	2021-011 ソーダ灰				10%			
	2021-012 酸性ソーダ				10%			
	2021-013 液体塩素				10%			
	2021-019 その他のソーダ工業製品				10%			
2029-01	無機顔料				10%			
	2029-011 酸化チタン				10%			
	2029-012 カーボンブラック				10%			
	2029-019 その他の無機顔料				10%			
2029-02	2029-021 圧縮ガス・液化ガス				10%			
2029-03	塩				8%			2015年の「原塩」の生産額がゼロのため、列部門の税率も軽減税率とした
	2029-031 原塩				10%			
	2029-032 塩				8%			食用のため軽減税率を適用(財務省確認済)
2029-09	2029-099 その他の無機化学工業製品				10%			
2031-01	石油化学基礎製品				10%			
	2031-011 エチレン				10%			
	2031-012 プロピレン				10%			
	2031-019 その他の石油化学基礎製品				10%			
2031-02	石油化学系芳香族製品				10%			
	2031-021 純ベンゼン				10%			
	2031-022 純トルエン				10%			
	2031-023 キシレン				10%			
	2031-029 その他の石油化学系芳香族製品				10%			
2041-01	脂肪族中間物				10%			
	2041-011 合成オクタノール・ブタノール				10%			
	2041-012 酢酸				10%			
	2041-013 二塩化エチレン				10%			
	2041-014 アクリロニトリル				10%			
	2041-015 エチレングリコール				10%			
	2041-016 酢酸ビニルモノマー				10%			
	2041-019 その他の脂肪族中間物				10%			
2041-02	環式中間物・合成染料・有機顔料				10%			
	2041-021 合成染料・有機顔料				10%			
	2041-022 スチレンモノマー				10%			
	2041-023 合成石炭酸				10%			
	2041-024 テレフタル酸・ジメチルテレフタレート				10%			
	2041-025 カプロラクタム				10%			
	2041-029 その他の環式中間物				10%			
2042-01	2042-011 合成ゴム				10%			
2049-01	2049-011 メタン誘導品				10%			
2049-02	2049-021 可塑剤				10%			
2049-09	2049-099 その他の有機化学工業製品				10%			
2051-01	2051-011 熱硬化性樹脂				10%			
2051-02	熱可塑性樹脂				10%			
	2051-021 ポリエチレン(低密度)				10%			
	2051-022 ポリエチレン(高密度)				10%			
	2051-023 ポリスチレン				10%			
	2051-024 ポリプロピレン				10%			
	2051-025 塩化ビニル樹脂				10%			
2051-03	2051-031 高機能性樹脂				10%			
2051-09	2051-099 その他の合成樹脂				10%			
2061-01	化学繊維				10%			
	2061-011 レーヨン・アセテート				10%			
	2061-012 合成繊維				10%			
2071-01	2071-011 医薬品				10%			
2081-01	油脂加工製品・界面活性剤				10%			
	2081-011 油脂加工製品				10%			
	2081-012 石けん・合成洗剤				10%			
	2081-013 界面活性剤(石けん・合成洗剤を除く。)				10%			
2082-01	2082-011 化粧品・歯磨				10%			
2083-01	2083-011 塗料				10%			
2083-02	2083-021 印刷インキ				10%			
2084-01	2084-011 農薬				10%			
2089-01	2089-011 ゼラチン・接着剤				10%			
2089-02	2089-021 写真感光材料				10%			
2089-09	2089-091 触媒				10%			
	2089-099 他に分類されない化学最終製品				10%			
2111-01	石油製品				10%			
	2111-011 ガソリン				10%			
	2111-012 ジェット燃料油				10%			
	2111-013 灯油				10%			
	2111-014 軽油				10%			
	2111-015 A重油				10%			
	2111-016 B重油・C重油				10%			
	2111-017 ナフサ				10%			
	2111-018 液化石油ガス				10%			
	2111-019 その他の石油製品				10%			
2121-01	石炭製品				10%			
	2121-011 コークス				10%			

基本分類		(行509部門×列391部門)		軽減税率	標準税率	加重平均税率	特殊処理	コメント
分類コード	部門名	列部門	行部門					
2121-02	2121-019	その他の石炭製品			10%			
	2121-021	舗装材料			10%			
2211-01		プラスチック製品			10%			
	2211-011	プラスチックフィルム・シート			10%			
	2211-012	プラスチック板・管・棒			10%			
	2211-013	プラスチック発泡製品			10%			
	2211-014	工業用プラスチック製品			10%			
	2211-015	強化プラスチック製品			10%			
	2211-016	プラスチック製容器			10%			
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品			10%			
	2211-019	その他のプラスチック製品			10%			
2221-01	2221-011	タイヤ・チューブ			10%			
2229-09		その他のゴム製品			10%			
	2229-091	ゴム製・プラスチック製履物			10%			
	2229-099	他に分類されないゴム製品			10%			
2311-01	2311-011	革製履物			10%			
2312-01		なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)			10%			
	2312-011	製革・毛皮			10%			
	2312-012	かばん・袋物・その他の革製品			10%			
2511-01		板ガラス・安全ガラス			10%			
	2511-011	板ガラス			10%			
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス			10%			
2511-02	2511-021	ガラス繊維・同製品			10%			
2511-09		その他のガラス製品			10%			
	2511-091	ガラス製加工素材			10%			
	2511-099	他に分類されないガラス製品			10%			
2521-01	2521-011	セメント			10%			
2521-02	2521-021	生コンクリート			10%			
2521-03	2521-031	セメント製品			10%			
2531-01		陶磁器			10%			
	2531-011	建設用陶磁器			10%			
	2531-012	工業用陶磁器			10%			
	2531-013	日用陶磁器			10%			
2591-01	2591-011	耐火物			10%			
2591-09	2591-099	その他の建設用土石製品			10%			
2599-01	2599-011	炭素・黒鉛製品			10%			
2599-02	2599-021	研磨材			10%			
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品			10%			
2611-01	2611-011	鉄鉄			10%			
2611-02	2611-021	フェロアロイ			10%			
2611-03	2611-031	粗鋼(転炉)			10%			
2611-04	2611-041	粗鋼(電気炉)			10%			
	2612-011P	鉄屑		-	-	-		仮設部門
2621-01		熱間圧延鋼材			10%			
	2621-011	普通鋼形鋼			10%			
	2621-012	普通鋼鋼板			10%			
	2621-013	普通鋼鋼帯			10%			
	2621-014	普通鋼小棒			10%			
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材			10%			
	2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材			10%			
2622-01		鋼管			10%			
	2622-011	普通鋼鋼管			10%			
	2622-012	特殊鋼鋼管			10%			
2623-01		冷間仕上鋼材			10%			
	2623-011	普通鋼冷間仕上鋼材			10%			
	2623-012	特殊鋼冷間仕上鋼材			10%			
2623-02	2623-021	めっき鋼材			10%			
2631-01		鋳鍛鋼			10%			
	2631-011	鍛鋼			10%			
	2631-012	鋳鋼			10%			
2631-02	2631-021	鋳鉄管			10%			
2631-03		鋳鉄品・鍛工品(鉄)			10%			
	2631-031	鋳鉄品			10%			
	2631-032	鍛工品(鉄)			10%			
2699-01	2699-011	鉄鋼シャースリット業			10%			
2699-09	2699-099	その他の鉄鋼製品			10%			
2711-01	2711-011	銅			10%			
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛(再生を含む。)			10%			
2711-03	2711-031	アルミニウム(再生を含む。)			10%			
2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金			10%			
	2712-011P	非鉄金属屑		-	-	-		仮設部門
2721-01	2721-011	電線・ケーブル			10%			
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル			10%			
2729-01	2729-011	伸銅品			10%			
2729-02	2729-021	アルミ圧延製品			10%			
2729-03	2729-031	非鉄金属素形材			10%			
2729-04	2729-041	核燃料			10%			
2729-09	2729-099	その他の非鉄金属製品			10%			
2811-01	2811-011	建設用金属製品			10%			
2812-01	2812-011	建築用金属製品			10%			

基本分類 (行509部門×列391部門)		軽減税率	標準税率	加重平均税率	特殊処理	コメント
分類コード	部門名					
列部門	行部門					
2891-01	2891-011	ガス・石油機器・暖房・調理装置		10%		
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング		10%		
2899-02	2899-021	金属製容器・製缶板金製品		10%		
2899-03		配管工事附属品・粉末や金製品・道具類		10%		
	2899-031	配管工事附属品		10%		
	2899-032	粉末や金製品		10%		
	2899-033	刃物・道具類		10%		
2899-09		その他の金属製品		10%		
	2899-091	金属プレス製品		10%		
	2899-092	金属線製品		10%		
	2899-099	他に分類されない金属製品		10%		
2911-01	2911-011	ボイラ		10%		
2911-02	2911-021	タービン		10%		
2911-03	2911-031	原動機		10%		
2912-01	2912-011	ポンプ・圧縮機		10%		
2913-01	2913-011	運搬機械		10%		
2914-01	2914-011	冷凍機・温湿調整装置		10%		
2919-01	2919-011	ベアリング		10%		
2919-09		その他のはん用機械		10%		
	2919-091	動力伝導装置		10%		
	2919-099	他に分類されないはん用機械		10%		
3011-01	3011-011	農業用機械		10%		
3012-01	3012-011	建設・鉱山機械		10%		
3013-01	3013-011	繊維機械		10%		
3014-01		生活関連産業用機械		10%		
	3014-011	食品機械・同装置		10%		
	3014-012	木材加工機械		10%		
	3014-013	パルプ装置・製紙機械		10%		
	3014-014	印刷・製本・紙工機械		10%		
	3014-015	包装・荷造機械		10%		
3015-01	3015-011	化学機械		10%		
3015-02		鑄造装置・プラスチック加工機械		10%		
	3015-021	鑄造装置		10%		
	3015-022	プラスチック加工機械		10%		
3016-01	3016-011	金属工作機械		10%		
3016-02	3016-021	金属加工機械		10%		
3016-03	3016-031	機械工具		10%		
3017-01	3017-011	半導体製造装置		10%		
3019-01	3019-011	金型		10%		
3019-02	3019-021	真空装置・真空機器		10%		
3019-03	3019-031	ロボット		10%		
3019-09	3019-099	その他の生産用機械		10%		
3111-01	3111-011	複写機		10%		
3111-09	3111-099	その他の事務用機械		10%		
3112-01		サービス用・娯楽用機器		10%		
	3112-011	自動販売機		10%		
	3112-012	娯楽用機器		10%		
	3112-019	その他のサービス用機器		10%		
3113-01	3113-011	計測機器		10%		
3114-01	3114-011	医療用機械器具		10%		
3115-01	3115-011	光学機械・レンズ		10%		
3116-01	3116-011	武器		10%		
3211-01	3211-011	半導体素子		10%		
3211-02	3211-021	集積回路		10%		
3211-03	3211-031	液晶パネル		10%		
3211-04	3211-041	フラットパネル・電子管		10%		
3299-01	3299-011	記録メディア		10%		
3299-02	3299-021	電子回路		10%		
3299-09	3299-099	その他の電子部品		10%		
3311-01		回転電気機械		10%		
	3311-011	発電機器		10%		
	3311-012	電動機		10%		
3311-02	3311-021	変圧器・変成器		10%		
3311-03	3311-031	開閉制御装置・配電盤		10%		
3311-04	3311-041	配線器具		10%		
3311-05	3311-051	内燃機関電装品		10%		
3311-09	3311-099	その他の産業用電気機器		10%		
3321-01	3321-011	民生用エアコンディショナ		10%		
3321-02	3321-021	民生用電気機器(エアコンを除く。)		10%		
3331-01	3331-011	電子応用装置		10%		
3332-01	3332-011	電気計測器		10%		
3399-01	3399-011	電球類		10%		
3399-02	3399-021	電気照明器具		10%		
3399-03	3399-031	電池		10%		
3399-09	3399-099	その他の電気機械器具		10%		
3411-01	3411-011	有線電気通信機器		10%		
3411-02	3411-021	携帯電話機		10%		
3411-03	3411-031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)		10%		
3411-04	3411-041	ラジオ・テレビ受信機		10%		
3411-09	3411-099	その他の電気通信機器		10%		

基本分類 (行509部門×列391部門)		軽減税率	標準税率	加重平均税率	特殊処理	コメント
分類コード	部門名					
列部門	行部門					
3412-01	3412-011		10%			
3412-02	3412-021		10%			
3421-01	3421-011		10%			
3421-02	3421-021		10%			
3421-03	3421-031		10%			
3511-01	3511-011		10%			
3521-01	3521-011		10%			
3522-01	3522-011		10%			
3531-01	3531-011		10%			
3531-02	3531-021		10%			
3541-01	3541-011		10%			
3541-02	3541-021		10%			
3541-03	3541-031		10%			
3541-10	3541-101		10%			
3591-01	3591-011		10%			
3591-10	3591-101		10%			
3592-01	3592-011		10%			
3592-10	3592-101		10%			
3599-01	3599-011		10%			
3599-09			10%			
	3599-091		10%			
	3599-099		10%			
3911-01	3911-011		10%			
3911-02	3911-021		10%			
3919-01	3919-011		10%			
3919-02	3919-021		10%			
3919-03	3919-031		10%			
3919-04	3919-041		10%			
3919-05	3919-051		10%			
3919-06	3919-061		10%			
3919-09	3919-099		10%			
3921-01	3921-011		10%			
4111-01	4111-011		10%			
4111-02	4111-021		10%			
4112-01	4112-011		10%			
4112-02	4112-021		10%			
4121-01	4121-011		10%			
4131-01	4131-011		10%			
4131-02	4131-021		10%			
4131-03	4131-031		10%			
4191-01	4191-011		10%			
4191-02	4191-021		10%			
4191-03	4191-031		10%			
4191-09	4191-099		10%			
	4611-001		10%			
4611-01			10%			
4611-02			10%			
4611-03	4611-031		10%		一部課税	消費税推計例外処理ご参照
4621-01	4621-011		10%			
4622-01	4622-011		10%			
4711-01	4711-011		10%			
4711-02	4711-021		10%			
4711-03	4711-031		10%		一部課税	消費税推計例外処理ご参照
4811-01	4811-011	-	-	-	非課税	消費税納税額ゼロ
4811-02	4811-021		10%			
5111-01	5111-011	-	-	-	特殊処理	消費税推計例外処理ご参照
5112-01	5112-011	-	-	-	特殊処理	消費税推計例外処理ご参照
5311-01					一部非課税	消費税推計例外処理ご参照
	5311-011	-	-	-	非課税	消費税推計例外処理ご参照
	5311-012	-	-	-	非課税	消費税推計例外処理ご参照
	5311-013		10%			【参考】FISIMは非課税取引(消費税法 別表第一 三. 具体的には、預金・貸出等の利子)
	5311-014		10%			
5312-01	5312-011		10%		一部課税	消費税推計例外処理ご参照
5312-02	5312-021		10%		一部課税	消費税推計例外処理ご参照
5511-01	5511-011		10%			
5511-02	5511-021		10%			
5521-01	5521-011	-	-	-	非課税	消費税推計例外処理ご参照
5531-01	5531-011	-	-	-	対象外	消費税推計例外処理ご参照
5711-01	5711-011		10%			
5712-01	5712-011		10%			
5721-01	5721-011		10%			
5721-02	5721-021		10%			
5722-01	5722-011		10%			
5731-01P	5731-011P	-	-	-	対象外	消費税推計例外処理ご参照
5732-01P	5732-011P	-	-	-	対象外	消費税推計例外処理ご参照
5741-01	5741-011	-	-	-	免税/不課税	消費税推計例外処理ご参照
5742-01			10%			
	5742-011		10%			
	5742-012		10%			
5743-01	5743-011		10%		一部免税	消費税推計例外処理ご参照
5751-01		-	-	-	一部免税	消費税推計例外処理ご参照

基本分類 (行509部門×列391部門)		軽減税率	標準税率	加重平均税率	特殊処理	コメント
分類コード	部門名					
列部門	行部門					
	5751 -011	国際航空輸送	—	—	—	免税 消費税推計例外処理ご参照
	5751 -012	国内航空旅客輸送	—	10%		
	5751 -013	国内航空貨物輸送	—	10%		
	5751 -014	航空機使用事業	—	10%		
5761 -01	5761 -011	貨物利用運送	—	10%		
5771 -01	5771 -011	倉庫	—	10%		
5781 -01	5781 -011	こん包	—	10%		
5789 -01	5789 -011	道路輸送施設提供	—	10%		
5789 -02	5789 -021	水運施設管理(国営)★★	—	10%	一部免税等	消費税推計例外処理ご参照
5789 -03	5789 -031	水運施設管理	—	10%	一部免税	消費税推計例外処理ご参照
5789 -04	5789 -041	水運付帯サービス	—	10%	一部免税	消費税推計例外処理ご参照
5789 -05	5789 -051	航空施設管理(国営)★★	—	10%		富山空港など一部で消費税免税となる国際線運行路線もあるが、全体としてみれば無視できると判断
5789 -06	5789 -061	航空施設管理	—	10%	一部免税	消費税推計例外処理ご参照
5789 -07	5789 -071	航空付帯サービス	—	10%	一部免税	消費税推計例外処理ご参照
5789 -09	5789 -099	旅行・その他の運輸付帯サービス	—	10%		
5791 -01	5791 -011	郵便・信書便	—	10%		【参考】切手の譲渡は非課税だが、そもそも郵便料金は消費税を含む
5911 -01	5911 -011	固定電気通信	—	10%		
5911 -02	5911 -021	移動電気通信	—	10%		
5911 -03	5911 -031	電気通信に付帯するサービス	—	10%		
5921 -01	5921 -011	公共放送	—	10%		
5921 -02	5921 -021	民間放送	—	10%		
5921 -03	5921 -031	有線放送	—	10%		
5931 -01		情報サービス	—	10%		
	5931 -011	ソフトウェア業	—	10%		
	5931 -012	情報処理・提供サービス	—	10%		
5941 -01	5941 -011	インターネット付随サービス	—	10%		
5951 -01	5951 -011	映像・音声・文字情報制作(新聞、出版を除く。)	—	10%		
5951 -02	5951 -021	新聞	—	—	8.7%	一部標準税率 消費税推計例外処理ご参照 【参考】軽減税率対象は新聞購読料のみ
5951 -03	5951 -031	出版	—	10%		
6111 -01	6111 -011	公務(中央)★★	—	—	非課税等	消費税推計例外処理ご参照
6112 -01	6112 -011	公務(地方)★★	—	—	非課税等	消費税推計例外処理ご参照
6311 -01	6311 -011	学校教育(国公立)★★	—	10%	一部課税	消費税推計例外処理ご参照
6311 -02	6311 -021	学校教育(私立)★	—	10%	一部課税	消費税推計例外処理ご参照
6311 -03	6311 -031	学校給食(国公立)★★	8%	—	一部課税	消費税推計例外処理ご参照
6311 -04	6311 -041	学校給食(私立)★	8%	—	一部課税	消費税推計例外処理ご参照
6312 -01	6312 -011	社会教育(国公立)★★	—	10%	一部課税	消費税推計例外処理ご参照
6312 -02	6312 -021	社会教育(非営利)★	—	10%	一部課税	消費税推計例外処理ご参照
6312 -03	6312 -031	その他の教育訓練機関(国公立)★★	—	—	非課税等	消費税推計例外処理ご参照
6312 -04	6312 -041	その他の教育訓練機関	—	10%		
6321 -01	6321 -011	自然科学研究機関(国公立)★★	—	10%	一部課税	消費税推計例外処理ご参照
6321 -02	6321 -021	人文・社会科学研究機関(国公立)★★	—	10%	一部課税	消費税推計例外処理ご参照
6321 -03	6321 -031	自然科学研究機関(非営利)★	—	10%	一部課税	消費税推計例外処理ご参照
6321 -04	6321 -041	人文・社会科学研究機関(非営利)★	—	10%	一部課税	消費税推計例外処理ご参照
6321 -05	6321 -051	自然科学研究機関	—	10%		主体は民間営利法人のため補助金等への依存度が低く、全て消費税課税対象とみなした
6321 -06	6321 -061	人文・社会科学研究機関	—	10%		主体は民間営利法人のため補助金等への依存度が低く、全て消費税課税対象とみなした
6322 -01	6322 -011	企業内研究開発	—	—	対象外	消費税納税額ゼロ
6411 -01	6411 -011	医療(入院診療)	—	10%	一部課税	消費税推計例外処理ご参照
6411 -02	6411 -021	医療(入院外診療)	—	10%	一部課税	消費税推計例外処理ご参照
6411 -03	6411 -031	医療(歯科診療)	—	10%	一部課税	消費税推計例外処理ご参照
6411 -04	6411 -041	医療(調剤)	—	10%	一部課税	消費税推計例外処理ご参照
6411 -05	6411 -051	医療(その他の医療サービス)	—	10%	一部課税	消費税推計例外処理ご参照
6421 -01	6421 -011	保健衛生(国公立)★★	—	—	非課税	消費税推計例外処理ご参照
6421 -02	6421 -021	保健衛生	—	10%		
6431 -01	6431 -011	社会保険事業★★	—	—	非課税	消費税推計例外処理ご参照
6431 -02	6431 -021	社会福祉(国公立)★★	—	—	非課税	消費税推計例外処理ご参照
6431 -03	6431 -031	社会福祉(非営利)★	—	—	非課税	消費税推計例外処理ご参照
6431 -04	6431 -041	社会福祉	—	—	非課税	消費税推計例外処理ご参照
6431 -05	6431 -051	保育所	—	—	非課税	消費税推計例外処理ご参照
6441 -01	6441 -011	介護(施設サービス)	—	—	非課税	消費税推計例外処理ご参照
6441 -02	6441 -021	介護(施設サービスを除く。)	—	10%	一部課税	消費税推計例外処理ご参照
6599 -01	6599 -011	会員制企業団体	—	10%		商工会議所会費など一部消費税非課税取引があるが、全体に占める割合は小さいと判断して無視した
6599 -02	6599 -021	対家計民間非営利団体(別掲を除く。)	—	—	非課税	消費税推計例外処理ご参照
6611 -01		物品賃貸業(貸自動車を除く。)	—	10%		
	6611 -011	産業用機械器具(建設機械器具を除く。)賃貸業	—	10%		
	6611 -012	建設機械器具賃貸業	—	10%		
	6611 -013	電子計算機・同関連機器賃貸業	—	10%		
	6611 -014	事務用機械器具(電算機等を除く。)賃貸業	—	10%		
	6611 -015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	—	10%		
6612 -01	6612 -011	貸自動車業	—	10%		
6621 -01		広告	—	10%		
	6621 -011	テレビ・ラジオ広告	—	10%		
	6621 -012	新聞・雑誌・その他の広告	—	10%		
6631 -10	6631 -101	自動車整備	—	10%		
6632 -10	6632 -101	機械修理	—	10%		
6699 -01	6699 -011	法務・財務・会計サービス	—	10%		
6699 -02	6699 -021	土木建築サービス	—	10%		
6699 -03	6699 -031	労働者派遣サービス	—	10%		
6699 -04	6699 -041	建物サービス	—	10%		
6699 -05	6699 -051	警備業	—	10%		
6699 -09	6699 -099	その他の対事業所サービス	—	10%		
6711 -01	6711 -011	宿泊業	—	10%		

基本分類 (行509部門×列391部門)		部門名	軽減税率	標準税率	加重平均税率	特殊処理	コメント
分類コード	行部門						
列部門	行部門	部門名	軽減税率	標準税率	加重平均税率	特殊処理	コメント
6721-01	6721-011	飲食店		10%			
6721-02	6721-021	持ち帰り・配達飲食サービス	8%				
6731-01	6731-011	洗濯業		10%			
6731-02	6731-021	理容業		10%			
6731-03	6731-031	美容業		10%			
6731-04	6731-041	浴場業		10%			
6731-09	6731-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業		10%			
6741-01	6741-011	映画館		10%			
6741-02	6741-021	興行場(映画館を除く。)・興行団		10%			
6741-03	6741-031	競輪・競馬等の競走場・競技団		10%			
6741-04	6741-041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地		10%			
6741-05	6741-051	遊戯場		10%			
6741-09	6741-099	その他の娯楽		10%			
6799-01	6799-011	写真業		10%			
6799-02	6799-021	冠婚葬祭業		10%			埋葬料及び火葬料は消費税非課税だが、火葬業の金額は生産額の1%に満たないため税率10%とした
6799-03	6799-031	個人教授業		10%			
6799-04	6799-041	各種修理業(別掲を除く。)		10%			
6799-09	6799-099	その他の対個人サービス		10%			
6811-00P	6811-000P	事務用品	-	-		対象外	消費税推計例外処理ご参照
6911-00	6911-000	分類不明	-	-		特殊処理	消費税推計例外処理ご参照
7000-00	7000-000	内生部門計	-	-			

■非課税・免税等による例外処理の対象部門一覧表

※下記 部分は今回新たに追加したもの

コード	部門	内容
015101	育林	育林のうち「育林の成長増加」(細品目: 0151011901)を課税対象から除外する。(平成27年表の生産額の75%、2.431億円を除外)
461103	自家発電	自家発電のうち、電気事業者等へ送電(販売)した電力量については、課税対象とする。
471103	下水道★★	下水道料金及び下水道設置に係る負担金等が消費税の課税対象にあたることから、同部門から「内生部門」、「家計外消費支出」、「家計消費支出」への産出額がそれに相当すると仮定し、当該産出額の合計を課税対象生産額とする。
481101	廃棄物処理(公営)★★	消費税納税額0
511101	卸売	今回表の購入者価格(軽減税率対象分)×前回表卸売マージン率×8÷108+今回表の購入者価格(標準税率対象分)×前回表卸売マージン率×10÷110
511201	小売	今回表の購入者価格(軽減税率対象分)×前回表小売マージン率×8÷108+今回表の購入者価格(標準税率対象分)×前回表小売マージン率×10÷110
531101	金融	消費税の課税対象外となるFISIMを除いた生産額(各種の手数料収入等)を課税対象生産額とする。
531201	生命保険	保険代理業が消費税の課税対象にあたりと想定し、課税対象業務の割合1.37%を推計し、これに国内生産額を乗じた額を課税対象生産額とする。
531202	損害保険	保険代理業が消費税の課税対象にあたりと考え、課税対象業務の割合12.29%を推計し、これに国内生産額を乗じた額を課税対象生産額とする。
552101	住宅賃貸料	消費税納税額0
553101	住宅賃貸料(帰属家賃)	消費税納税額0
574101	外洋輸送	国際運輸は不課税となるため、課税対象額は0とする。なお、仕入れに係る消費税額については、理論納税額の算出方法より求める。
574301	港湾運送	輸出入貨物に係る運送は免税になるため、当該部分を除いた課税対象額を国土交通省(運輸)の推計値により確定する(平成27年表では382,459百万円)。なお、仕入れに係る消費税額については、理論納税額の算出方法より求める。
575101	航空輸送	免税となる国際線分を除いた課税対象額を国土交通省(運輸)の推計値により確定する(平成27年表では1,643,751百万円)。なお、仕入れに係る消費税額については、理論納税額の算出方法より求める。
578902	水運施設管理(国公営)★★	「とん税」及び「特別とん税」は課税対象外、外航船に対する港湾管理収入等は消費税免税となるため、この分を除いた金額を課税対象額とするよう変更。
578903	水運施設管理	外航船に対する港湾管理収入等は消費税免税となるため、この分を除いた金額を課税対象額とするよう変更。
578904	水運附帯サービス	免税となる輸出入に係る分を除いた課税対象額を国土交通省(運輸)の推計値により確定する(平成27年表では40,082百万円)。なお、仕入れに係る消費税額については、理論納税額の算出方法より求める。
578906	航空施設管理	免税となる国際線分を除いた課税対象額を国土交通省(運輸)の推計値により確定する(平成27年表では26,507百万円)。なお、仕入れに係る消費税額については、理論納税額の算出方法より求める。
595102	新聞	新聞購読料のみが軽減税率対象となるため、細品目分類ベースの生産額で加重平均した消費税率を用いることを想定(平成27年表の加重平均税率は8.7%)
578907	航空附帯サービス	免税となる給油施設使用料の国際線分を除いた課税対象額を国土交通省(運輸)の推計値により確定する(平成23年表では373,698百万円)。なお、仕入れに係る消費税額については、理論納税額の算出方法より求める。
611101	公務(中央)★★	消費税納税額0
611201	公務(地方)★★	消費税納税額0
631101	学校教育(国公立)★★	施設使用料等、一部に消費税の課税対象となる取引があることから、当該費用の国内生産額に占める割合により課税対象生産額を確定する。(平成27年では、国内生産額に占める課税取引額割合を0.59%と推計)
631102	学校教育(私立)★	施設使用料等、一部に消費税の課税対象となる取引があることから、当該費用の国内生産額に占める割合により課税対象生産額を確定する。(平成27年では、国内生産額に占める課税取引額割合を2.45%と推計)
631103	学校給食(国公立)★★	家計負担分(家計消費支出)のみを課税対象額とする。
631104	学校給食(私立)★	家計負担分(家計消費支出)のみを課税対象額とする。
631201	社会教育(国公立)★★	家計負担分(家計消費支出)のみを課税対象額とする。
631202	社会教育(非営利)★	家計負担分(家計消費支出)のみを課税対象額とする。
631203	その他の教育訓練機関(国公立)★★	消費税納税額0
632101	自然科学研究機関(国公立)★★	外部からの受入研究費等、一部に消費税の課税対象となる取引があることから、当該費用の国内生産額に占める割合により課税対象生産額を確定する。(平成27年では、国内生産額に占める課税取引額割合を39.41%と推計)

632102	人文・社会科学研究機関（国公立）★★	外部からの受入研究費等、一部に消費税の課税対象となる取引があることから、当該費用の国内生産額に占める割合により課税対象生産額を確定する。（平成27年では、国内生産額に占める課税取引額割合を22.67%と推計）
632103	自然科学研究機関（非営利）★	外部からの受入研究費等、一部に消費税の課税対象となる取引があることから、当該費用の国内生産額に占める割合により課税対象生産額を確定する。（平成27年では、国内生産額に占める課税取引額割合を31.40%と推計）
632104	人文・社会科学研究機関（非営利）★	外部からの受入研究費等、一部に消費税の課税対象となる取引があることから、当該費用の国内生産額に占める割合により課税対象生産額を確定する。（平成27年では、国内生産額に占める課税取引額割合を14.75%と推計）
632201	企業内研究開発	消費税納税額0
641101	医療（入院診療）	平成27年表の課税対象額：597,836百万円
641102	医療（入院外診療）	平成27年表の課税対象額：2,101,019百万円
641103	医療（歯科診療）	平成27年表の課税対象額：853,643百万円
641104	医療（調剤）	平成27年表の課税対象額：354,544百万円
641105	医療（その他の医療サービス）	平成27年表の課税対象額：614,240百万円
642101	保健衛生（国公立）★★	消費税納税額0
643101	社会保険事業★★	消費税納税額0
643102	社会福祉（国公立）★★	消費税納税額0
643103	社会福祉（非営利）★	消費税納税額0
643104	社会福祉	消費税納税額0（取引内容から課税対象額はごく僅少であるとみなしたため。活動の内容は、「社会福祉（非営利）★」と変わらないものであるから、同様の扱いとする。）
643105	保育所	消費税納税額0（部門分割元の社会福祉3部門と同様の取扱いとする。）
644101	介護（施設サービス）	消費税納税額0
644102	介護（施設サービスを除く。）	平成27年表の課税対象額：1,568百万円
659902	対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★	消費税納税額0
691100	分類不明	国内生産額との調整項とし、残差を計上する。
573101P	自家輸送（旅客自動車）	消費税納税額0
573201P	自家輸送（貨物自動車）	消費税納税額0
681100P	事務用品	消費税納税額0